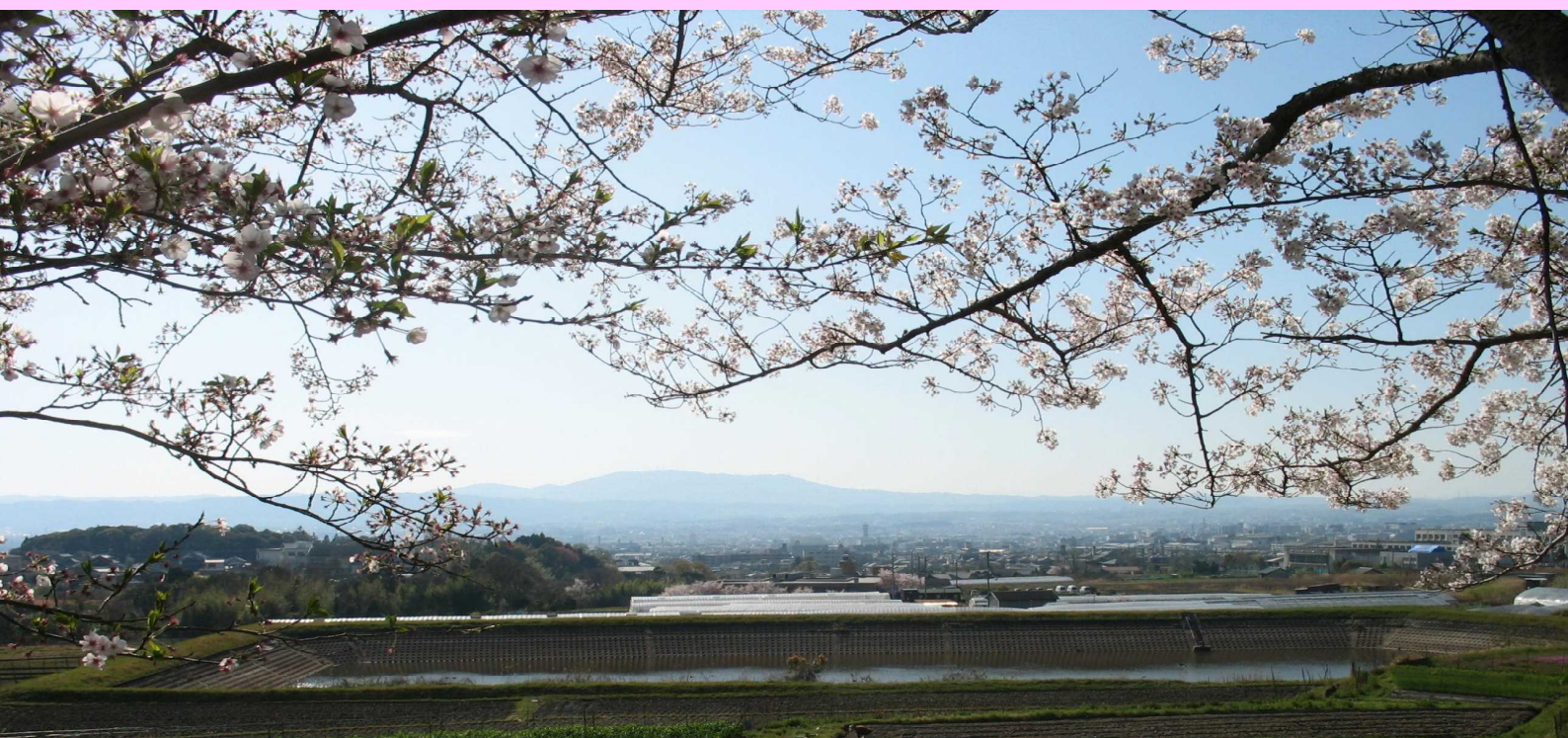


すべての人が尊重される 地域社会をめざして

—「部落史の見直し」から考える—



奈良県立同和問題関係史料センター

令和3年(2021)1月発行

私たちは、互いの生活をよりよいものにするために、社会の中で協力し合って暮らしています。しかし、一方で、社会にはさまざまな課題が存在していることも事実です。そのひとつが「**部落差別(部落問題・同和問題)**」です。

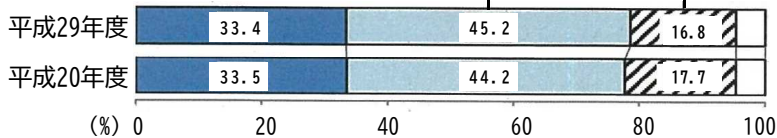
これまでにさまざまな取組が進められ、被差別部落(部落)の環境改善、県民の人権意識の向上、部落差別についての理解などにおいて成果をあげてきました。しかし、差別事象は後を絶たず、部落に対する差別意識は解消したとはいえないのが現状です。

例えば、奈良県が実施した「人権に関する県民意識調査」からは、部落住民を忌避・排除しようという意識が今も根強く残っていることがうかがわれます。

望ましいと思われる条件を備えているお子さんの結婚相手が、次のような人であった場合、あなたはどのような態度をとると思いますか。

〔同和地区出身者の場合〕

親としては反対だが、子どもの意志が堅ければ仕方ない
問題にしない
考え直すように言う
無回答



奈良県では、令和2年(2020)3月に策定した「奈良県人権施策に関する基本計画」において、次の17の人権課題をあげています。

1. 部落差別の解消
2. 女性の人権
3. 子どもの人権
4. 高齢者の人権
5. 障害のある人の人権
6. 生活困窮にある人の人権
7. ひきこもり状態にある人の人権
8. 性的マイノリティの人権
9. ハンセン病患者等の人権
10. 刑を終えて出所した人の人権
11. 犯罪被害者等の人権
12. アイヌの人々の人権
13. 外国人の人権
14. 北朝鮮当局による拉致被害者等の人権
15. インターネットによる人権侵害
16. ハラスメントに関する人権
17. 災害時における人権



こうしたなか、平成28年(2016)12月に制定された「**部落差別の解消の推進に関する法律**」の理念にのっとり、平成31年(2019)3月に「**奈良県部落差別の解消の推進に関する条例**」が制定されました。この法律・条例では、現在もなお部落差別が存在すること、これを解消することが重要課題であることを明記したうえで、その解消のための施策として、国及び地方公共団体が相談体制の充実や教育・啓発の推進に努めることを定めました。

奈良県教育委員会は、県内各地の部落差別に関する歴史的資料の調査・研究を進め、その成果をもとに「**部落史の見直し**」を提起し、部落差別の解消をめざす取組を進めてきました。そして「**部落史の見直し**」をさらに深めていくために、平成5年(1993)に県立同和問題関係史料センターを設置しました。



部落史の見直し

これまでの理解は・・・

【歴史】

○戦国時代から江戸時代ははじめにかけての支配者が、権力の維持・安定のために部落をつくり出した

【暮らし】

○条件の劣悪な土地への居住を強要された
○田畑を持ったり、水利権や入会権を持ったりすることができず、常に貧しい暮らしを強いられた

【仕事】

○農業からは排除され、死んだ牛馬の処理など「人のいやがる仕事」を強要された

県内で部落問題についての史料が数多く発見され、それらの調査・研究を進めた結果・・・

このようなことが明らかになってきました。

【歴史】

○県内の部落のほとんどは鎌倉時代から戦国時代までには存在している
○部落の成立に政治権力が関与したという形跡は認められない

【暮らし】

○劣悪な土地へ強制的に移住させられたことは確認できない
○他の農村と同様に水利権や入会権を持ち、農業を営んでいた
○部落は経済的に安定した集落であり、皮革業の発達した部落では、周辺より豊かな経済力を持つ所もあった

【仕事】

○死んだ牛馬の処理などは、支配者が差別的に強要した仕事ではない
○「草場」と呼ばれる固有の権益を持ち、部落に経済的利益をもたらした

普段の暮らしでは周辺地域と同じような生活をしていたのに・・・
なぜ差別意識が生まれたの？



「草場」

数十～百か村程度の範囲で、死んだ牛馬を無償で取得したり、寺社の法要・祭礼の際の出店の売上の一部や、相撲・芝居興行の際の収益の一部を取得したりすることができました。死んだ牛馬の無償取得によって生産される皮革、食肉、にかわ 膠などは、部落に大きな経済的利益をもたらしました。

皮革やにかわ 膠の生産を行う部落(江戸時代には「穢多」村と呼ばれていました)や、占いやまじないを行う人びと、正月の祝福の芸能などを演じる人びと、亡くなった人の葬送や埋葬を行う人びとなどは、周辺の村や町と同じように集落を形成し、農業や商業などを営む生活を送っていました。こうした集落を周辺の村や町は「自分たちとは異なる」存在とみなしてきました。

江戸時代中期以降、部落では皮革や膠の生産が盛んになり、多くの利益がもたらされるようになりました。すると、仕事を求めて多くの人に移り住むようになり、戸数・人口が増大し、集落の景観や人びとの生活様式が変化する部落が出現するようになりました。このような変化を目にした周辺地域住民は、部落に対する違和感を強く持つようになり、今日につながる差別意識が生じてきました。

明治4年(1871)に「解放令」が出され、「穢多」などの呼び方は廃止され、社会的な地位や職業なども周辺地域と同様にすることが定められました。産業の発達したいくつかの部落では、戸数・人口が急激に増加し、生活環境や景観などに大きな変化が生じました。こうした変化によって周辺地域社会の「自分たちとは異なる」という意識はさらに強くなっていきました。

つまり、部落差別は、私たちが生活を送っている地域社会が生み出し、
現在も残しているものだと考えられるのです。

地域社会の特質

私たちは、家族・地域社会・企業・学校など、種々の集団に属して生きています。そのうち、人びとが同じ地域に住んでいるという縁でつながっている「地域社会」は、家族と同様に最も基礎的な集団といえます。古くからある村や町では、長い歴史の中で、生産活動やそれともなう共同作業、信仰、風俗、習慣、言語などを共有することで、同じ地域に住む人びと同士が「自分たちは仲間である」ということを確認し、互いに密接につながり合う「閉鎖的な関係」を築いてきました。地域社会におけるこのような関係性が、部落差別など、日本社会において歴史的に形成されてきたさまざまな差別と結びついていると考えられます。

つながり合っていることが差別を生む…？
それってどういうこと？



地域社会の「2つの側面」

「共同・共生」の場としての地域社会

住民たちが互いに助け合いながら、生活を守り高める努力を重ねる側面

- 生産の向上や災害防止などを目的とし、さまざまな共同作業にあたった(田植え、収穫、水路の整備など)
- 神社や寺院の信仰を通じて宮座や講などの組織が結成され、いろいろな行事をともに執り行った
- 複数の村や町が「郷^{*}」と呼ばれる連合体を形成し、神社の祭礼、水利や山野の利用、共同墓地などの運営にあたった
- 外部から訪れる旅人などに食事や宿を提供した

おかげ参りの接待

江戸時代には数十年に一度、人々が熱狂的に伊勢神宮に参詣する「おかげ参り」と呼ばれる現象が発生しました。多くの人びとが仕事や家庭を放り出してまで、何日もかけて伊勢神宮をめざしました。街道沿線の各地では、地域住民が費用を負担して、湯茶や食事を振る舞う接待を行い、無料の宿泊所を設けて、参詣者の便を図りました。



檀原市八木町の接待場跡

※ 郷…神社信仰を通じて結びついた郷(宮郷)、水利を通じて結びついた郷(水郷)、入会山を通じて結びついた郷(山郷)、共同墓地を通じて結びついた郷(墓郷)などがある

村八分

共同体のルールを破った者に対する制裁のひとつに、「村八分」があります。火事の時と葬式の時以外の交際を一切絶つということから、このように呼ばれています。大正4年(1915)に編纂された『奈良県風俗誌』(県立図書情報館所蔵)には、いくつかの地域でこの制裁が行われていたことが記録されていますが、そこでは「村ハネ」、つまり共同体のメンバーから排除するという意味の言葉が使われています。

交際を一切絶つという制裁は明らかに人権侵害だといえますが、現在も「村八分」事件が報道されることがあるように、こうした共同体の体質は今でも克服できていません。



『奈良県風俗誌』

「抑圧・排除」の場としての地域社会

地域社会のまとまりを維持するために、外部の者や異質な者を排除しようとする側面

- ルールを守らない者に対する厳しい制裁や排除(「村八分」など)
- 「自分たちとは異なる」と見なした者^{*}への蔑視や忌避、排除

※ 種々の被差別民、障害者、特定の病気に罹患した者、女性、外部から移住してきた「新参者」など

日常的にはともに助け合い、互いの生活をよりよくしようと協力しながら、異質だとみなした存在に対しては避けようとしたり、蔑んだり、排除したりする…
このような地域社会の在り方が、差別を生み、今も残していると考えられます。

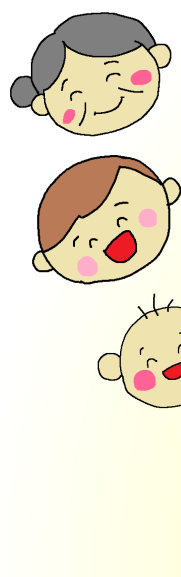
部落差別の解消のために

部落差別は、私たちの身のまわりにある多様な人権問題のひとつです。そして、それは政治支配がつくってきたものでも、経済格差から生じたものでもなく、**部落と周辺地域社会との関係性から生じる問題**であることがわかってきました。

そこで、私たちが日常生活を送っている地域社会のありようを見直し、新しい地域社会を築くことをとおして部落差別の解消をめざしていく必要があります。

「開かれた」地域社会をつくろう

差別のない、人権の確立された地域社会を築いていくためには、地域住民が互いに努力し、特定の人びとを避けたり排除したりせず、お互いの多様性を認め合う「開かれた」地域社会をつくっていくことが必要です。



個人としてできること

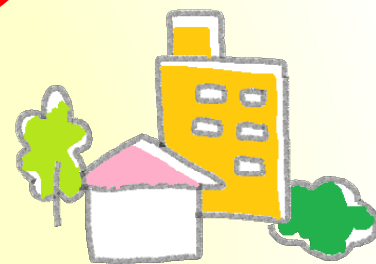
一人一人がさまざまな人権問題について正しく理解し、確かな人権感覚を身に付ける

住民同士でできること

多様な価値観や個性を尊重し、お互いに協力してよりよい地域社会をつくる

行政が行うこと

人権施策を積極的に展開し、学校・家庭・地域における人権教育・啓発を推進する

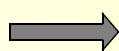


そのために・・・

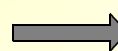
地域社会について深く学ぼう

地域社会の文化・人びと・自然等との出会いをとおして、そのよさや豊かさを感じるとともに、地域の中に存在するさまざまな課題に気づき、よりよい地域社会づくりに向けて考え行動できるような態度をはぐくむ取組を進めることが大切です。

出 会 う



知 る ・ 学 ぶ



考 へ る ・ 行 動 す る



奈良県立同和問題関係史料センター

Nara Prefectural Center for Historical Records of Discrimination

部落差別に関する史料の保存及び調査・研究を行い、部落差別の解消に資することを目的としています。

We conduct research and preservation of historical records on discrimination. And the object of our research is to contribute to the solution of discrimination.

史料の調査・研究・収集

県内各地に残された古文書など歴史的資料の調査・研究を行っており、約13万点の史料を収集しています(令和元年度末現在)。



県民歴史講座

県内各地を訪ね、人びとの生活・文化や地域の人権課題について理解を深める講座を行っています。



史料展示

多様な被差別民衆と周辺地域社会の関係や、差別の諸相、差別撤廃の取組の展開などについて、調査・研究した史料をもとに展示しています。



人権教育地域教材作成講座

身近な地域・校区を対象に、児童・生徒が人権について学ぶことのできる教材を開発・作成しています。



史料集・研究紀要などの刊行

調査・研究の成果をまとめ、刊行しています。

開館時間

9:00~17:00

休館日

土曜日、日曜日、祝日

年末年始(12月29日~1月3日)

※ 主催事業・史料調査等で臨時に休館することがあります。ホームページ・電話等でご確認ください。

入館料

無料

交通

近鉄奈良駅・JR奈良駅から

奈良交通バス「大安寺」下車

南へ200m

〒630-8133 奈良市大安寺1丁目23番1号

TEL 0742-64-1488

FAX 0742-64-1499

URL <http://www.pref.nara.jp/6507.htm>



